

平成28年における人身取引事犯の検挙状況等について

1 人身取引事犯の検挙状況等

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
検 挙 件 数	44	25	32	44	44
検 挙 人 員	54	37	33	42	46
うちブローカー	6	10	6	7	5
被 害 者 数	27	17	24	49	46

(1) 被疑者の状況

- 国籍等別は、日本が40人(87.0%)で大半を占める。このほか、タイ、フィリピン、中国。
- 職業別は、風俗店等関係者16人(34.8%)、無職15人(32.6%)、その他(会社員、自営業等)15人(32.6%)。

(2) 被害者の状況

- 国籍等別は、日本25人(54.3%)、タイ8人(17.4%)、カンボジア7人(15.2%)、フィリピン5人(10.9%)、ベトナム1人(2.2%)で、日本人の被害者は大幅に増加し過去最多。
- 性別は、女性44人(95.7%)、男性2人(4.3%)で、男性は一昨年に続いて認知。
- 年齢層別は、20歳未満が16人(34.8%)、20～29歳が22人(47.8%)で、両者は平成27年以降大幅に増加し8割以上を占める。
- 被害の形態は、売春等の性的搾取が37人(80.4%)で大半を占め、このほか、ホステスとしての稼働が6人(13.0%)。また、労務作業(2人)、建設作業(1人)の被害を初めて認知。
- 日本人の被害は出会い系サイト等を利用した売春を強制させられる事案、外国人の被害者はホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制させられる事案が多い。

2 検挙事例

(1) 日本人児童等被害に係る人身取引事犯(大阪府警察)

被疑者は、SNSを利用するなどして知り合った家出中の日本人女児等6人に売春に関する契約書を書かせた上でマンションに居住させ、理由のない「罰金」を科しつつ、出会い系サイト等で募った客に売春をさせ、その代金を搾取していたもので、被疑者(4人)を売春防止法違反等で逮捕(H28.6)。

(2) タイ人女性被害に係る人身取引事犯(警視庁)

被疑者は、タイ国内でブローカーの「日本に無料で観光に行ける。」などの甘言を信じて来日したタイ人女性4人に対し、渡航費用名目等で借金を負わせ、返済名目でデリバリーヘルス等での売春等を強制し、その代金を搾取していたもので、被疑者(1人)を出入国管理法違反で逮捕(H28.7)。

3 今後の対策

- (1) 人身取引事犯の確実な認知、実態解明
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携
- (3) 人身取引事犯の取締りの徹底

人身取引（トラフィッキング）とは

～人身取引議定書第3条～

目的

搾取

を目的として

- 他の者を売春させて搾取すること
- 性的搾取
- 強制的な労働若しくは役務の提供
- 奴隷化若しくはこれに類する行為
- 隷属又は臓器の摘出

手段

～次のうちいずれか～

- ① 暴力その他の形態の強制力による脅迫
- ② 暴力その他の形態の強制力の行使
- ③ 誘拐
- ④ 詐欺
- ⑤ 欺もう
- ⑥ 権力の濫用
- ⑦ 脆弱な立場に乗ずること
- ⑧ 他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭の授受
- ⑨ 他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる利益の授受

①～⑨の手段が用いられた場合
被害者が搾取について同意していたか否かを問わない。

行為

～次のうちいずれか～

- A 獲得
- B 輸送
- C 引き渡し
- D 蔵匿
- E 收受

の手段を用いて、人を

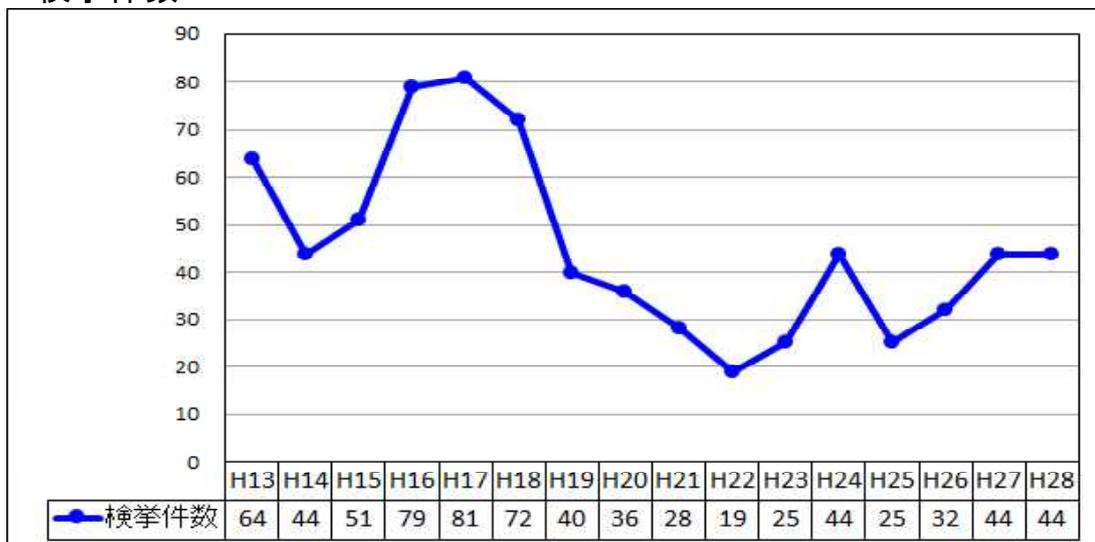
する行為。

搾取の目的で児童（18歳未満のすべての者）に対しA～Eの行為をした場合、

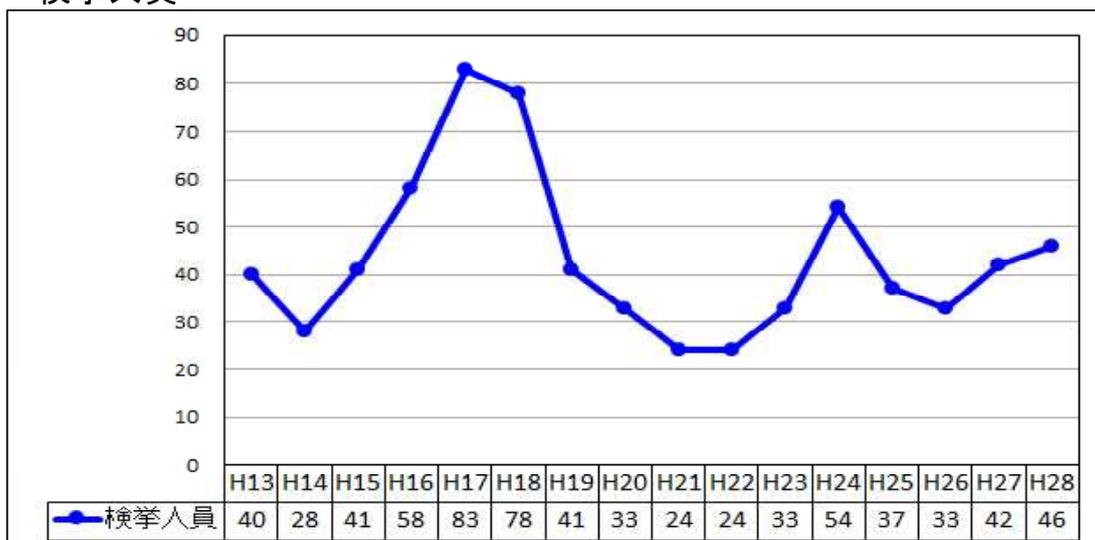
①～⑨のいずれかの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

1 人身取引事犯の検挙状況等

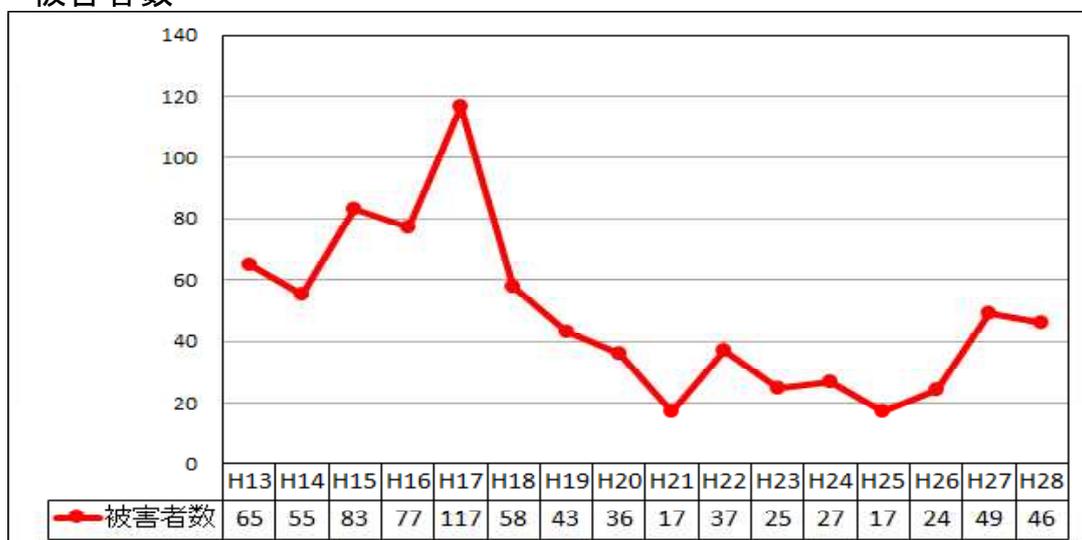
(1) 検挙件数



(2) 検挙人員

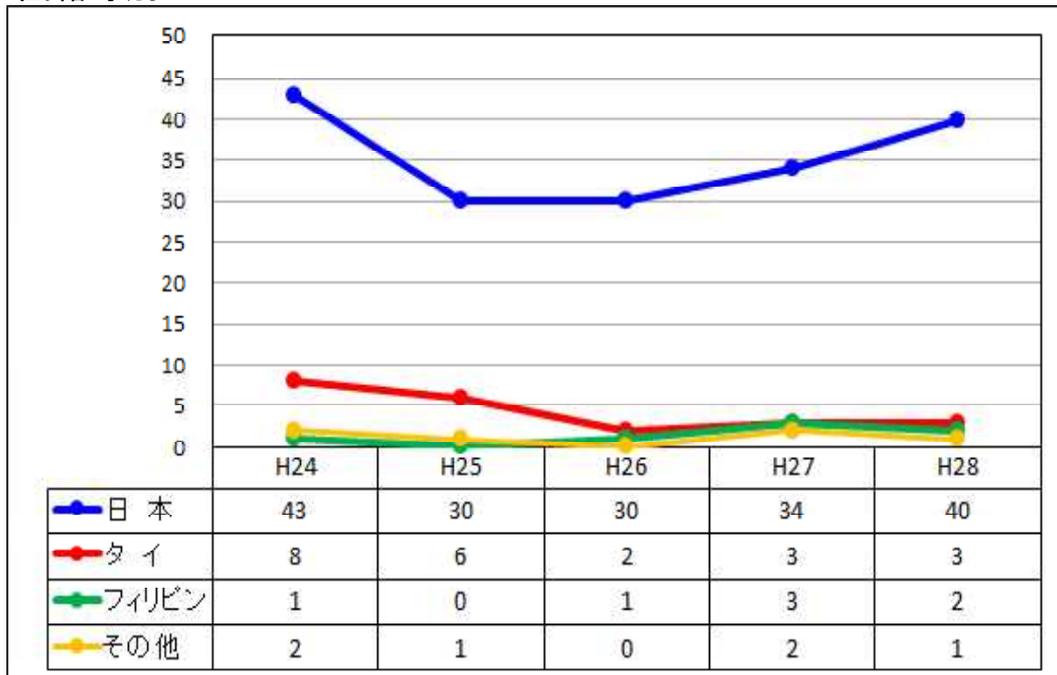


(3) 被害者数



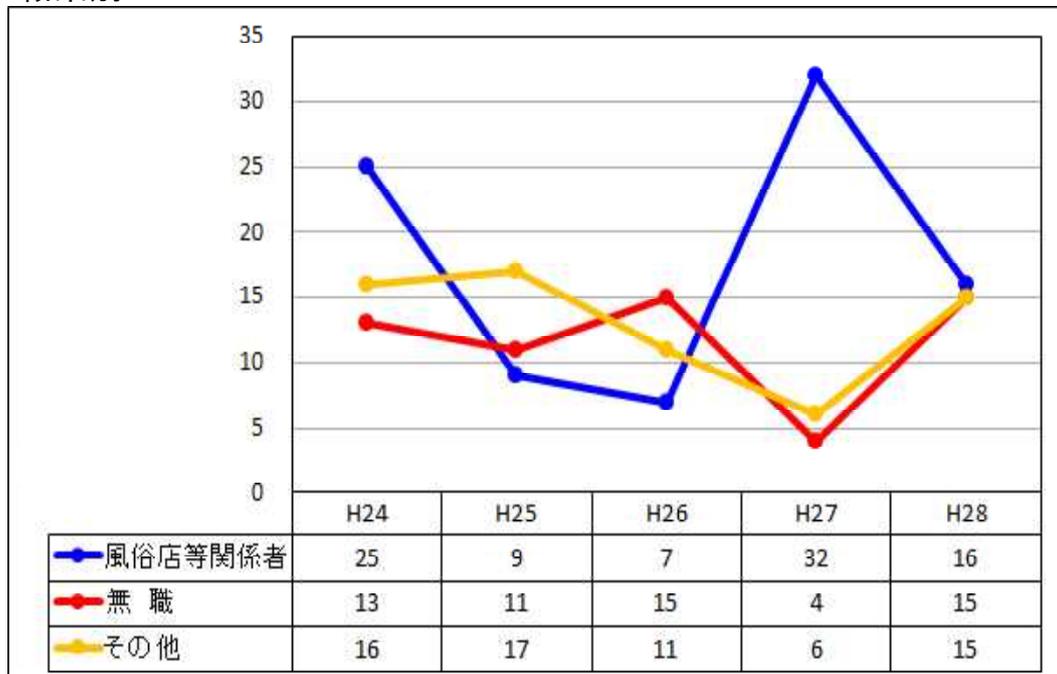
2 被疑者の状況

(1) 国籍等別



※ 「その他」は、平成24年と25年は中国（台湾）、平成27年は中国（台湾）が1人、ブラジルが1人、平成28年は中国

(2) 職業別



※ 「その他」は、会社員、自営業、建設作業員等

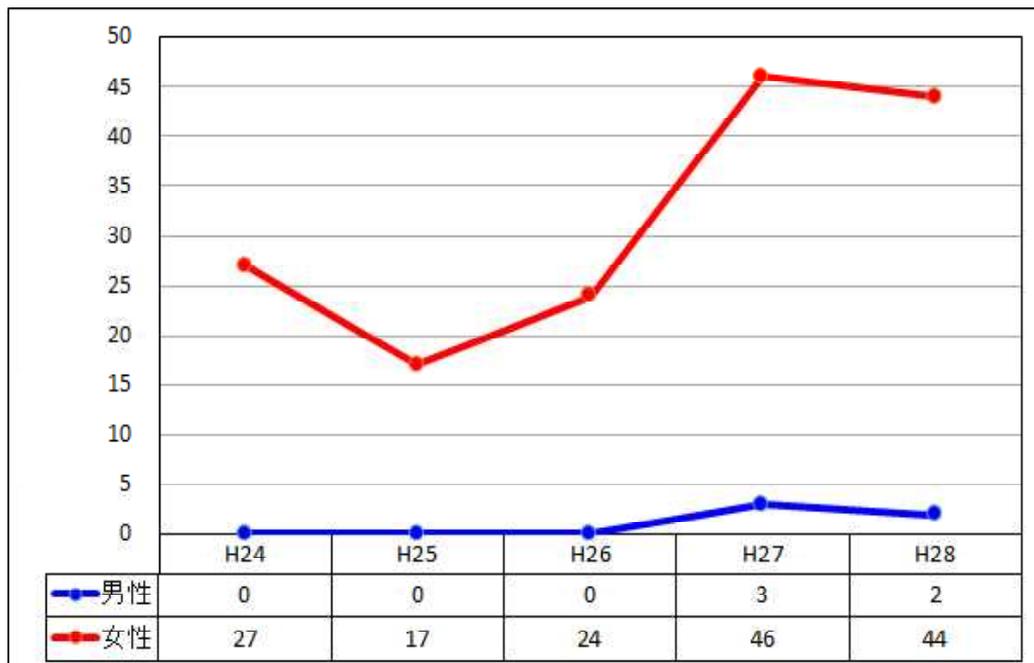
3 被害者の状況

(1) 国籍等別

最近5年間は、タイ、フィリピン、日本に集中。
平成28年は、日本人被害者が大幅に増加し過去最多。

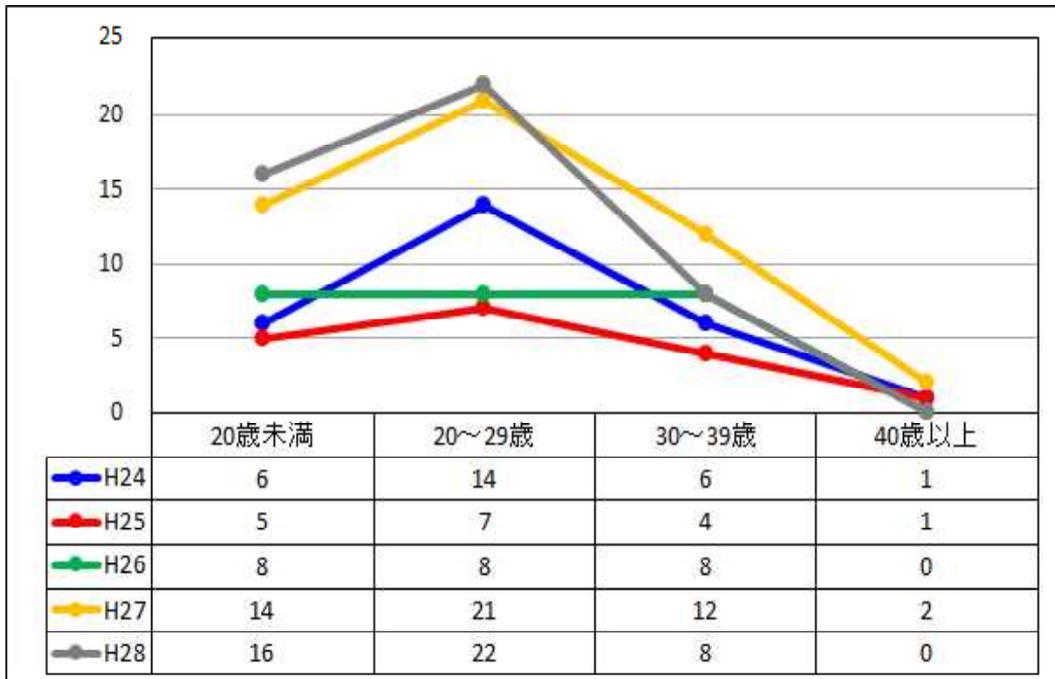
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8		12	3	6	1	8	8	240
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	24	8	11	1	10	28	5	217
日本							1	2	2	12	4	11	10	12	13	25	92
インドネシア	4		3		44	14	11										76
コロンビア	3	6	43	5	1												58
中国(台湾)	7	3	12	5	4	10		5	1		1	1					49
韓国				3	1	1	5			1		1					12
カンボジア			2													7	9
中国		4	2					1						1			8
ルーマニア					4												4
中国(香港)									2								2
中国(マカオ)								2									2
ロシア				2													2
Bangladesh								1									1
オーストラリア					1												1
エストニア					1												1
ラオス				1													1
ベトナム																1	1

(2) 男女別



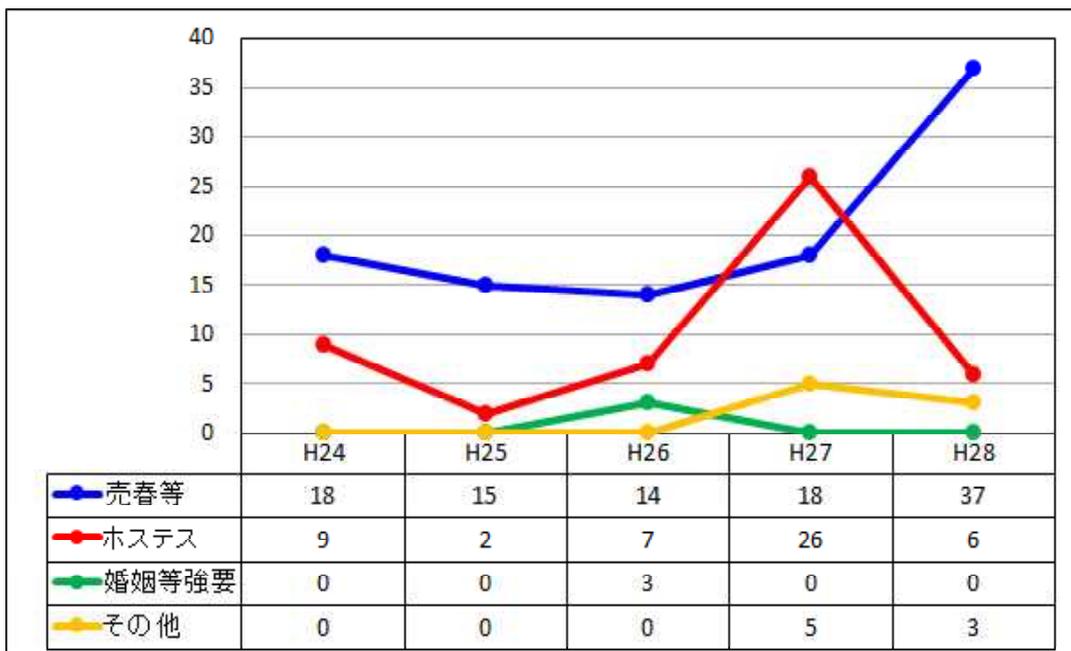
(3) 年齢層別

20歳未満及び20～29歳が平成27年以降大幅に増加し両者で8割以上を占める。



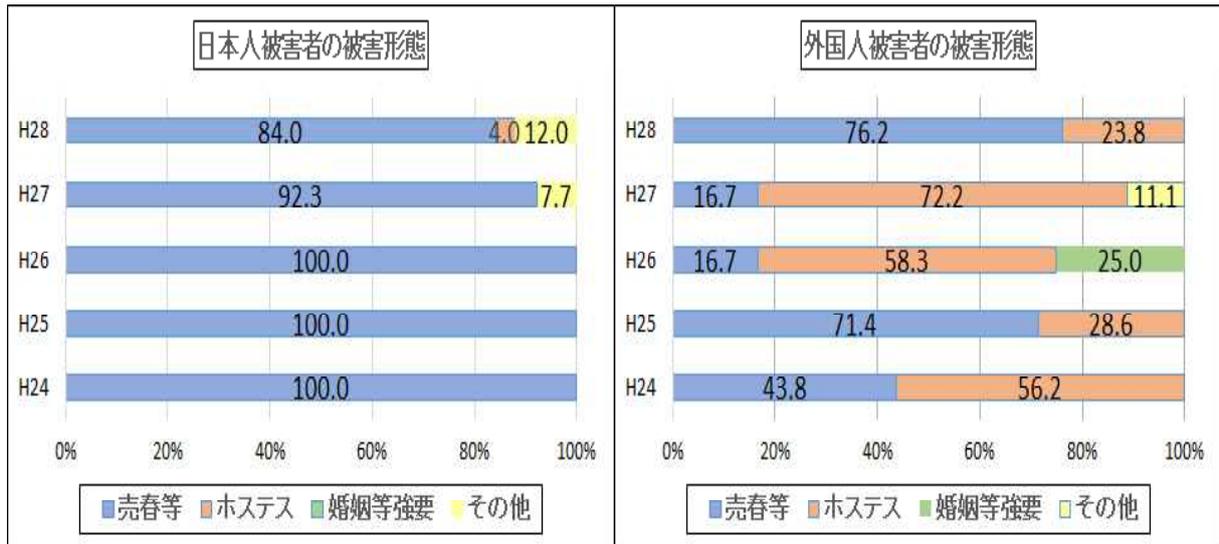
(4) 被害形態別

- 被害の形態は、売春等の性的搾取が大半を占め、このほか、ホステスとしての稼働、その他（労務作業、建設作業）で、労務作業（2人）、建設作業（1人）の被害は初めて認知。
- 日本人の被害は出会い系サイト等を利用した売春を強制させられる事案、外国人の被害はホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制させられる事案が多い。



※ 平成27年の「その他」は、土木作業2人、ベビーシッター1人、農作業1人、飲食店従業員1人で、土木作業及び農作業の被害は、平成27年に初めて認知。

〈日本人被害者、外国人被害者別の被害形態〉



4 主な検挙事例

青森県警察	被疑者(夫婦)は、妻が以前稼働していた飲食店の元同僚である日本人女性に対し、共に稼働していた当時から様々な名目で「罰金」を科し、同女性が金銭を払えなくなると出会い系サイト等で客を募らせ、売春を強制し、その代金を搾取していたもので、被疑者(2人)を売春防止法違反で逮捕(H28. 2)。
警視庁	被疑者は、タイ国内でブローカーの「日本に無料で観光に行ける。」などの甘言を信じて来日したタイ人女性4人に対し、渡航費用名目等で借金を負わせ、返済名目でデリバリーヘルス等での売春等を強制し、その代金を搾取していたもので、被疑者(1人)を出入国管理法違反で逮捕(H28. 7)。
愛知県警察	被疑者は、フィリピン人女性3人に偽装結婚をさせて来日させ、日本に到着後は旅券を取り上げるなどして被疑者が経営する社交飲食店のホステスとして稼働させ、その報酬を搾取していたもので、被疑者(2人)を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕(H28. 11)。
大阪府警察	被疑者は、SNSを利用するなどして知り合った家出中の日本人女子等6人に売春に関する契約書を書かせた上でマンションに居住させ、理由のない「罰金」を科しつつ、出会い系サイト等で募った客と売春をさせ、その代金を搾取していたもので、被疑者(4人)を売春防止法違反等で逮捕(H28. 6)。
兵庫県警察	被疑者は、同棲する日本人女子を自己が稼働する飲食店のホステスとして働かせ、同児童が得た報酬を共有財産と称して搾取し、費消していたもので、被疑者(1人)を風俗営業法違反等で逮捕(H28. 5)。